

令和 3 年第 4 回守山市農業委員会総会議事録

第 4 回守山市農業委員会総会を守山市役所本館 3 階 31 会議室において招集する。

令和 3 年 4 月 9 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 17 号～議第 20 号

議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 20 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の

証明をすることについて

報告第 16 号～報告第 20 号

報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 20 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文 | 3 林 茂一 |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治 | 8 下村 耕 | 9 戸田 守晃 |
| 10 山本 麻紀代 | 11 園田 耕三 | 12 寺田 英子 |
| 13 秋山 新治 | | |

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井	友宏
書記	主幹	西村	拓也
書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	水原	正純
農政課	参事	福島	信宏
農政課	係長	西川	孝司

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 4 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 10 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 4 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 17 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を

することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 17 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 17 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 17 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

6, 7 番の賃借料ですが、借り受け人が同じでありながら 6 番は 10 アールで玄米の物納「50 kg」であり、7 番は「35 kg」となっていますが、この違いは何なのでしょう。

○農政課 西川係長

こちらにつきましては、従前の耕作者であった方が亡くなられ、今回の借り受け人が引き継がれました。その中、従前の貸し付けにて物納として賃貸借が設定されておりました賃借契約を引き継がれたものです。

○●番 ●● ●●委員

6, 7 番では約 2 倍の面積差がありながら、7 番の物納は 6 番の 7 割となっていますが、何か特別な事情などがあるのでしょうか。

○農政課 西川係長

利用権設定申出書に記載されているとおりであり、7 番は「30 kg、3 袋」と「30 kg、1 袋」との申し出があり、6 番は「全筆で 3 袋」の申し出でございまして、それぞれ全筆の面積で換算し物納の玄米にて表示しております。

○議 長

金額にすると安く感じますね。

○●番 ●● ●●委員

貸し手が必要な玄米だけを希望されているのかと思いますよ。

○議 長

この地域の相場からすると低い金額ですね。

○●番 ●● ●●委員

貸し手が「これだけで良い」との意思があれば相場と乖離があっても仕方がないと思います。

○議 長

よろしいでしょうか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 18 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第18号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 18 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2 件でございます。

1 番の案件です。（位置図 P 2）

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 183 平方メートル、登記地目は田、現況は畑で自作地です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買で、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、114.8 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 744 平方メートル、地目は登記・現況とも田で貸付地です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買で、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、59.5 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

以上の 2 つの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の下限面積についても、面積要件を満たしているため、該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第18号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地の隣接する農地は譲り受け人が所有されており、効率的な農作業が行えますので、問題は無いと思います。

○議長

続いて、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局の説明のとおりで、幹線道路の拡幅による農地の減少に対する代替地としての取得になります。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第19号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第19号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第19号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は3ページ、位置図は5ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は5件でございます。

1番目の案件です。(位置図 P5、6)

〇〇町 〇〇 〇〇番 145平方メートルで、地目は記載のとおり畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇 〇 〇〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は専用住宅です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響

等に問題はなく、農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図 P 7、8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 3.3 平方メートルで、登記地目は田、現況は宅地です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、同じく〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は宅地の一部で、備考欄に記載のとおり昭和 33 年から物置が建築されておりまして、無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内で、相当数の街区を形成しており、住宅公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番目の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇〇 273 平方メートル、

同じく ○○○番○○ 15 平方メートルで、地目は登記・現況とも、記載のとおり田です。譲渡人は、○○○町○○○番地○ ○○ ○○ さん ○○歳で、譲受人は、草津市○○町○○○番地○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○ さん ○○歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は専用住宅となっております。備考欄に記載のとおり、○○○町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（○○小学校、○○こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番目の案件です。(位置図 P11、12)

○○町 ○○ ○○○番○ 296 平方メートル、同じく ○○○番○ 24 平方メートルで、地目は登記・現況とも、記載のとおり畑です。譲渡人は○○町○○○番地 ○○

〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は、草津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は専用住宅となっております。備考欄に記載のとおり、〇〇町地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共公益施設(〇〇〇〇高等学校、〇〇内科)があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

5番目の案件です。(位置図 P13、14)

この案件は、一時転用事案であります。

〇〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 5,306平方メートルの内 4,288平方メートルで、貸人は、〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇 〇〇 さん 〇〇歳で、借人は 〇〇〇町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

貸人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり
相続で、契約内容は賃貸借で、事由は、5月のイベントや
収穫祭などのイベント期間のみの催し会場とそれに伴う
駐車場です。土砂は搬入しないということで、令和4年4
月末までの1年間の一時転用です。

また、2,000平方メートルを超える農振農用地区域内農
地の農地転用案件ということで、滋賀県農業会議常設審議
委員会の諮問案件となります。

立地基準の判断については、農業振興地域内の農用地区
域内農地ではありますが、土地改良区の同意を得ており、
また3年以内の一時転用で限定されることから、農業振興
地域整備計画の達成に支障なく、許可相当と考えます。ま
た、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はな
く農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考え
ます。

以上で、議第19号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

地目は畑で現況は更地の状態です。隣接の畑の耕作者には承諾を得られております。当該地は河川に面していますが、その川に水が流れ出ていたので問い合わせると「地下水が出るので、それを逃がしている水であり、農地への用水でない。」と答えられたので、特に問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

次に、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、すでに譲り受け人の敷地の一部になっておりまして、この度、解決に向け申請されたものです。

以上です。

○議長 長

次に、3番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は地区計画内であり、今後隣地も開発される予定になっておりますので、問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

次に、4番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4 番の案件も地区計画内であり、隣接地も開発され周囲はすでに市街化が形成されていますので、問題は無いと思います。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

次に、5 番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

○○○○の○○○○○○○○内の農地になり、○○○の隣接になります。以前は、○の栽培がなされていましたが、今は樹木も無く耕作されていない農地になります。今後、この周辺での耕作や栽培事業の発展のために、イベントを開催するものと聞いています。内容としては近くで伐採した竹を利用した構造物を製作し消費者に遊んでいただくようです。説明にありましたように土砂などの搬入もありませんので、問題は無いと思っています。

以上です。

○議長 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ありません。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長

4番の案件に「緑地」とありますが、開発区域に入るの
ですか。

○●番 ●● ●●委員

昔の堤防の一部と思います。

○事務局

緑地の部分も開発区域内になっています。

○局 長

この土地の地目は山林となっており、開発区域内になり
ます。

○議 長

はい、わかりました。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 20 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 20 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書願の証明をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 20 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをご覧ください。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対し、証明することについて本委員会の決定を求めるものでございます。

被相続人の住所・氏名は、守山市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 さんで、相続人は同所同番地 被相続人の子で 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。特例適用農地による農業経営開始年月日は、令和 2 年 3 月 15 日です。

特例の適用を受けようとする農地は、〇〇 〇丁目 〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,096 平方メートルで、地目は登記・現況とも田で、現地確認によりまして、農地として耕作されていることを確認しております。

以上で、議第 20 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

納税猶予の期間は 20 年ですか。

○事務局

納税猶予の適用を受けて納税予定額が免除されるには、市街化区域内の農地は 20 年の耕作もしくは猶予を受けた相続人が死亡されるまでであり、調整区域の農地は猶予を

受けた相続人は生涯に渡っての期間となり死亡された場合に免除されます。

○●番 ●● ●●委員

この適格証明には、「同居」「農業への従事」などが求められているのですか。

○事務局

必ずしも「同居」でなければならないことはございません。また、「農業への従事」についても必ずではありません。この証明は、農地の相続を受けた相続人が農業に従事し耕作されていくことを示した証明となりますので、猶予期間中に耕作されなくなると納税の猶予が打ち切りとなり、相続税を納めなければなりません。ついては、あくまでも「これから耕作していく」ことへの「証明」であり、20年間の猶予が認められるものではございません。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、議案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、議案のとおり証明することに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第16号から報告第20号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

5件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

8 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

10 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 20 号 諸証明書 of 交付状況について

38 件の交付です。内容については記載のとおり
です。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終

了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 35 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 4 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

7 番 林 善治 委員

8 番 下村 耕 委員